

議案第 26 号

小松島市地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 30 年小松島市条例第 27 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

小松島市地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成30年小松島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「不均一課税」を「課税免除」に改める。

第1条中「第2項」を「第1項」に改め、「以下「法」という。」を削り、「不均一課税」を「課税免除」に改める。

第2条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条中「平成30年7月10日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、徳島県知事から同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者」を「省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者」に改め、「以下「特別償却設備等」という。」及び「の税率」を削り、「新たに」を「当該事業所が操業を開始した日以後最初に」に、「が課されることとなった」を「を課すべきこととなる」に改め、「（以下「基準年度」という。）」及び「の固定資産税」を削り、「小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）第62条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た率とする」を「課税を免除する」に改め、同条の表を削る。

第3条中「基準年度」を「適用を受けようとする各年度」に改め、「（土地については、同日又は当該土地をその敷地とする特別償却設備である家屋又は構築物の建設の着手があった日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日）」を削る。

附則第 2 項を削り，附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。